

平成27年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月4日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後1時36分

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日9月4日の会議を開きます。

なお、本日の会議において、広報たてしなの取材撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 認定第8号

議長（土屋春江君） 日程第1 認定第8号 平成26年度立科町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 認定第8号 平成26年度立科町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

それでは、まず最初に、決算報告書の8ページをお開きください。

平成26年度立科町水道事業の総括でございます。昨年度の水道使用量につきましては、少子高齢化社会や産業構造の進展、水資源に対する国民意識の変化により、節水社会への移行により、使用水量が若干減少し、年間の有収水量は東御市への分水も含め110万8,818m³と、昨年度より3,508m³減少をいたしました。約46年ぶりとなる地方公営企業会計制度の改正により、収益的収入は前年度と比較して4,204万5,000円増の3億101万3,000円となりました。

さらに収益的支出では、前年度に比べ4,560万2,000円増の2億9,137万4,000円となり、当年度純利益は963万9,000円となっております。

建設改良工事の主な内容につきましては、配水管布設替工事や4年目となります主要管設備の更新、地理空間情報水道GISを整備をいたしました。6件の工事について詳細を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、2ページにお戻りください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第41款水道事業収益につきまして、決算額3億1,902万7,597円となります。内容は、第1項営業収益2億5,732万9,750円、第2項営業外収益6,169万7,847円、第3項特別利益はゼロでございます。

次に支出でございますが、第51款水道事業費用の決算額が3億359万5,455円でございます。内訳は第1項営業費用2億3,393万2,872円、第2項営業外費用3,398万9,742円、第3項特別損失3,567万2,841円、予備費はゼロでございます。

続いて3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入ですが、第61款資本的収入の決算額は1,718万1,639円で、

内訳は第1項負担金となっております。

続いて支出ですが、第71款資本的支出は1億4,710万8,020円で、内訳は第1項建設改良費が8,569万6,900円、第2項企業債償還金が6,141万1,120円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,992万6,381円は過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で増額補填をいたしました。

棚卸資産の購入限度額は1,700万円で、決算額は1,262万1,830円となり、うち仮払消費税は93万4,950円でございます。また消費税納付額の計算でございますが、仮受消費税1,879万9,272円から仮払消費税841万9,342円と貯蔵品に係る仮払消費税93万4,950円を引き944万4,980円となり、消費税申告額938万4,100円との差額6万880円は、雑収入といたしました。

次に、4ページをごらんください。

損益計算書でございますが、営業収益は2億3,952万5,534円で、営業費用は2億3,110万4,435円です。営業利益は842万1,099円となります。次に営業外収益ですが6,148万7,703円で、営業外費用が2,460万5,642円となり、経常利益は4,530万3,160円となります。特別利益はゼロ円で、特別損失の過年度損益修正損17万8,265円、その他特別損失が3,548万5,671円あり、当年度の純利益は963万9,224円となり、その他未処分利益剰余金変動額4億8,775万8,453円を合わせ平成26年度未処分利益剰余金は4億9,739万7,677円となります。

続きまして、5ページでございますが、平成26年度の水道事業剰余金の計算書でございます。引き続き6ページ、7ページにつきましては貸借対照表でございます。9ページは水道事業関係議会議決事項と職員に関する事項でございます。ご確認をお願いいたします。

続いて10ページでございますが、10ページには、平成26年度に行いました工事の概況を掲載してございます。11ページは業務量を表にしたものでございます。ごらんとおり、26年度給水区域内人口は7,831人、有収水量は年間110万8,818 m^3 、有収率は77.78%でございます。

続いて12ページでございますが、12ページは事業収入に関する事項と事業費用に関する事項でございます。ご確認をお願いいたします。

13ページでございますが、企業債及び一時借入金の概況でございます。26年度は6,141万1,120円を償還いたしまして、残高は6億7,504万9,861円となりました。一時借入金はございません。

14ページをごらんください。

事業収益費用明細書でございます。収益41款水道事業収益1項営業収益の2目受託工事収益262万5,073円は主に消火栓の交換工事によるものでございます。3目他会計負担金324万9,019円が消火栓の維持管理負担金、下水道会計からの料金システムに関する負担金などでございます。

次に、2項営業外収益2目他会計補助金1,044万4,000円が一般会計からの負担金でございます。3目長期前受金戻入1節補助金の市町村補助金1,414万3,614円と、2節負担金3,209万4,111円は当年度の減価償却見合い分と固定資産除去分でございます。4目雑収益357万5,127円は、主に新規加入分担金14件分でございます。

続きまして、15ページをごらんください。

費用第51款水道事業費用1項営業費用の1目原水及び浄水費の5節負担金657万3,621円は、代替水にかかわる土地改良区への負担金でございます。

続いて、16ページをごらんください。

2目配水及び給水費の15節委託料148万4,969円は主に配水管内カメラ調査及び配水池のタンク内清掃業務でございます。

続いて、17ページをごらんください。

6目資産減耗費の2節固定資産除却費654万3,625円は、配水管布設替のほか浄水器交換等でございます。

続いて、18ページをごらんください。

資本的収支明細書でございます。収入61款資本的収入2目工事請負金1,470万9,600円はハートフルケアたてしな新施設への消火栓の新設、町道前沢線並びに町道平林真蒲線の配水管布設替によるものでございます。

支出41款資本的支出の内容につきましては、主に工事関係でございまして、10ページでございます。建設工事の概況の税抜きの明細となっております。

19ページでございますが、固定資産の明細書でございます。

続きまして、20ページでございますが、企業債の明細書でございます。それぞれご確認をお願いいたします。

24ページには、26年度水道事業会計補填財源出納簿を添付をいたしましたので、ご確認をお願いいたします。

以上でございますが、認定を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◎日程第2 認定第9号

議長（土屋春江君） 日程第2 認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定につきまして趣旨説明を申し上げます。

まず、7ページをお開きください。

事業報告書でございます。まず、夏山営業でございますが、最盛期の天候不順や台風

8号などの影響により、蓼科牧場ゴンドラリフトや御泉水自然園の観光客が減少し、夏山営業は前年比20.9%の減少となりました。

なお、夏場のスキー場の有効活用の一環として、しらかば2 in 1スキー場をバイクのイベント会場として、貸し出したしました。

冬山営業についてでございます。

白樺高原国際スキー場、しらかば2 in 1スキー場ともに、12月20日までに全面滑走できる状態ですることができました。シーズンを通して積雪が多くゲレンデコンディションも良好だったため、12月から2月の来場者数、売上はともに前年を大きく上回りました。3月は例年並でしたが、前年当月が2月の豪雪被害からの客足の戻りで収益が特別増加したため、相対的に減少した形になっています。

一昨年、の笹子トンネル天井板崩落事故や昨年2月の豪雪被害といったような目立った災害もなく、天候に恵まれたことも幸いしました。ほかには貸し切りバス運賃・料金制度の改正や11月の地震の影響などで県北部、大北方面を敬遠したスキーヤー、スノーボーダーが当エリアに流れてきたのではないかと考えております。

冬山営業は前年比10.4%の増収となり、平成26年度の通年での索道事業収益は前年比6.3%の増収となりました。

以上が総括事業の報告でございます。

それでは、1ページにお戻りください。1ページ、2ページの決算報告書のみ税込み、その他は税抜きとして報告させていただきます。

1ページ収益的収入及び支出です。

索道事業収益の決算額は3億2,399万7,634円であります。索道事業費用は4億2,435万2,899円の決算となりました。なお、明細は10ページからの収益費用明細書でございます。

2ページでございます。

資本的収入はありません。資本的支出では、建設改良費で7,316万1,360円の決算額でございます。この費用額の補填は、15ページに明細書をお示ししてございますが、過年度分損益勘定留保資金6,774万2,000円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額541万9,360円で処理いたしました。消費税及び地方消費税額の計算ですが、仮受消費税から仮払消費税を差し引きますと749万2,027円、確定消費税及び地方消費税額は749万1,600円となり、差額の427円は雑収入といたしました。

3ページをお開きください。

損益計算書でございます。1、営業収益は前年比106.4%、2億9,518万7,571円の決算額でございます。内訳は、リフト営業収入前年比106.8%、2億8,192万8,921円、リフトがえ営業収益前年比151.2%、414万1,470円、自然園営業収益前年比84.8%、911万7,180円でございます。

2、営業費用は前年比94.6%、4億460万9,189円の決算額でございます。内訳は、

リフト営業費用、前年比88.9%、1億5,238万8,690円。降雪・圧雪費用、前年比99.3%、8,545万2,000円。自然園営業費用、前年比115%、888万1,637円。観光センター施設費用、前年比93.7%、815万765円。減価償却費は1億3,984万2,125円。資産減耗費は989万3,972円の決算額でございます。

3、営業外収益は受け取り利息102万2,163円、他会計負担金372万4,000円、雑収益43万3,918円でございます。営業外費用はございません。

特別損失153万3,515円は、前年度損失引当金の不足額でございまして、会計制度改正に伴うものなので、特別損失への計上は今年度のみとなります。これらによりまして、当年度の純損失は1億577万5,052円となり、当年度の未処理欠損金は6億308万1,105円となりました。

4ページをごらんください。

欠損金計算書でございます。資本金の当年度末残高は30億3,571万1,800円、剰余金の積立てはございません。繰越欠損金の年度末残高は6億308万1,105円、資本金は24億3,263万700円となりました。

5ページは欠損金処理計算書でございますが、処分額はございません。

6ページは貸借対照表でございます。資産の部1、固定資産は有形、無形を合わせ19億8,250万5,045円でございます。

2、流動資産は現金預金が4億5,764万6,220円、未収金が2,522万7,875円でございます。資産合計は24億6,537万9,140円となりました。

負債の部、3の流動負債は未収金3,075万9,858円と、賞与引当金198万8,582円でございます。固定負債はございませんので、負債合計は3,274万8,440円でございます。

資本の部、4、資本金は自己資本金、30億3,571万1,805円でございます。剰余金は2、当年度未処理欠損金6億308万1,105円でありまして、資本合計は24億3,263万700円、負債資本合計が24億6,537万9,140円となりました。

8ページをお開きください。

事業報告の議会議決事項と営業収益と営業外収益を合わせました、事業収益の月別の実績でございます。

9ページはキャッシュフロー計算書です。業務活動によるキャッシュフローで5,483万6,943円の増加。投資活動によるキャッシュフローで、6,774万2,000円の減少。財務活動によるキャッシュフローはありませんので、資金は1,290万5,057円の減少となりました。資金の期末残高、つまりは平成26年度末の現金預金残高は4億5,764万6,220円でございます。

10ページから12ページは収益費用の明細でございます。備考欄に掲記しております予算額は、議会の議決を経なければ流用できない費用の額でございます。

13ページは資本的収入及び資本的支出の内訳でございます。資本的収入はございません。資本的支出の建設改良費は、税込み7,316万1,360円でございます。リフト整

備費及びスノーマシンの送水ポンプ制御盤修繕費でございます。

14ページは固定資産の明細書でございます。有形固定資産の減価償却累計額は42億6,579万7,122円。年度末償却未済高は19億8,250万5,045円でございます。

15ページは資本的支出の補填財源の明細書でございます。その期間留保資金の年度末残高は10億5,320万6,760円でございます。

17ページの2の2に本年度から報告することとなりました、4つに区分をした報告セグメント別の営業収益の状況をお示ししてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いをいたします。

◎日程第3 報告第5号

議長（土屋春江君） 日程第3 報告第5号 健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 報告第5号 健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告いたします。

地方公共団体の財政の健全度を示す指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が定まっております。

この指標は、財政状況を客観的にあらわし財政の健全化を判断するものでございます。議会への報告の後にはホームページ等で、この指標を公表していくこととなります。

平成26年度健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため数字が表示されません。実質公債費比率の平成26年度は4.3%です。少ない数字ほど健全であるわけですけれども、昨年の報告数値は4.6%であり、起債償還額の減少に伴い比率も下がっております。

将来負担比率につきましては、将来負担額に対し充当可能財源が上回っており数値が表示されません。これは基金が多くあるためでございます。

早期健全化基準、財政再生基準につきましては、国で示されている基準であります。これを超えますと、起債の制限や国の指導のもと、財政健全化計画の策定などが行われてきます。

公営企業会計に係る資金不足比率の状況であります。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、対象となる水道事業、索道事業、下水道事業は、それぞれ資金の不足額はなく数値は表示されません。

以上で、財政の健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

◎日程第4 報告第6号

議長（土屋春江君） 日程第4 報告第6号 立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてを議題とします。

本件について報告を求めます。萩原教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 萩原 邦久君 登壇〉

教育次長（萩原邦久君） 報告第6号 立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書につきましてご説明いたします。

地方行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検及び評価の結果は、平成26年度立科町教育委員会主要施策事務事業一覧表の事務事業につきまして評価いたしました。

評価はA、B、C、D、とランクづけし、期待以上、期待どおり、やや下回る、期待以下としております。

それから、番号1、立科教育はB。2、保育所運営はB。3、児童館事業・児童クラブはCで、児童クラブの登録の見直しなど利用方法の適正化を図るとしております。4、放課後子ども教室はB。5、教育相談員設置事業はB。6、特別支援教育はB。7、不登校対策支援事業はB。8、子ども子育て支援事業計画作成はB。9、英語指導助手（AET）設置事業はB。10、地域高校育成事業はBで、佐久方面からの生徒が増えるなど入学者の増加が図られました。11、心身障がい児童就学相談事業はB。12、就学援助事業はB。13、学校施設整備事業はB。14、すずらん学級はBで、毎年同じような内容のため、参加が減少しているとしております。15、たてしな風の子育成推進事業はB。16、文化財保護事業はB。17、ふるさと交流館「芦田宿」展示品の製作はA。18、人権教育推進事業はBで、人権学習会等の参加者が減少しているとしております。詳しい内容につきましては、次のページからの点検評価シートをごらんいただきたいと思っております。

以上、報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） 次に、平成26年度立科町各会計決算審査意見書の説明を求めます。寺島代表監査委員、登壇の上、報告願います。

〈代表監査委員 寺島 秀勝君 登壇〉

代表監査委員（寺島秀勝君） それでは、監査委員を代表して私から平成26年度の会計決算審査の結果について報告をいたしますが、最初に、我々監査委員は、どのような視点に立って監査に当たっているかについて、ご理解いただきたく簡単に説明申し上げたいと思っております。

監査には、町の財務に関する事務の執行及び関係する団体の経営に係る事業の監査

をする、行政監査をする財務監査と、町長等の執行機関の権限に属する事務の執行について監査をする行政監査がございます。監査する際には、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理または事務の執行が、地方自治法第2条14項及び15項の規定する事務処理の能率性と組織運営の合理化の趣旨に沿ってなされているかどうかについて、重点を置いて監査をいたしました。

それでは、お手元に配付してございます平成26年度決算審査意見書、財政健全化審査意見書をごらんいただきたいと思います。

表紙の裏に目次がございますが、この目次に沿って進めていきたいと思っております。

1 ページに、1、平成26年度立科町一般会計、特別会計歳入歳出決算書、決算審査意見書がございます。第1に審査の概要ですが、審査の対象は立科町一般会計歳入歳出決算ほか、合計7つ会計の歳入歳出決算でございます。審査の期間は、平成27年7月14日から7月28日まで行いました。審査の状況につきましては、記載されているとおりでございます。第2に、審査の結果でございますが、各会計歳入歳出決算書及び調書等は関係法令に準拠して作成されておりました。また予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われておりましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、2 ページをお開きください。一般会計及び特別会計の決算の概要についてでございます。1,000円未満は省略をさせていただきます。

まず、1、決算の総括でございますが、括弧1 決算規模でございます。歳入の欄をごらんください。決算額で一般会計52億4,961万6,000円、特別会計22億1,687万5,000円、合計で74億6,649万2,000円でございます。

重複控除額でございますが、その下の表をごらんください。一般会計では歳入はなく、歳出のみで4億2,640万5,000円です。特別会計への繰入れは、下水道事業が2億5,344万2,000円、介護保険事業が1億443万7,000円ほか、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業等でございます。こうした重複控除額を差し引いた純計決算額は、一般会計が52億4,961万6,000円、特別会計が17億9,047万円となります。

歳出でございますが、決算額が一般会計43億5,270万1,000円、特別会計21億6,371万3,000円で、合計65億1,641万5,000円。重複控除を差し引いた純計決算額では、一般会計が39億2,621万6,000円、特別会計が21億6,371万3,000円で、合計60億9,000万9,000円でございます。

差し引き残額でございますが、合計欄ごらんいただきますと、決算額、純計決算額ともに9億5,007万6,000円でございます。

決算規模を純計決算によって前年度と比較しますと、一番下の表のとおりで、歳入が3.0%、歳出が3.4%増加し、差引残額も0.4%増加しております。

次に、3 ページの括弧2 収支決算についてでございますが、純計決算における歳入歳出差引残額は9億5,007万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支の額は7億7,459万4,000円の黒字でございます。この額から前年度の実質収支額

を控除した今年度収支の額は1億4,592万5,000円の赤字となります。

括弧3の予算の執行状況について、合計の欄で見ますと、歳入決算額74億6,641万2,000円は、75億5,402万9,000円の総予算額に対して、8,753万6,000円の減収で収入率は98.8%となりました。また、調整額に対しては、国、県の未収入特定財源を控除して比較しますと、77億8,705万1,000円に対する収入率は95.9%となり、前年より0.1%多くなっております。しかし、収入未済額は3億1,475万7,000円で、前年度より892万円多くなっております。また、不納欠損額は582万2,000円でありました。歳出欠損額は69億5,123万3,000円で、総予算に対して85%の執行率で、5億1,086万2,000円を翌年度に繰り越し、不用額は7億1,267万3,000円となっております。

4ページをお開きください。括弧4財政の構造について、普通会計によって分析しますと、次のようになります。

歳入の構造では、自主財源と依存財源の構成比の推移を見ますと、表にあらわしたとおり、自主財源の構成割合は44.6%と、前年の48.9%から4.3%減少しております。これは、前年度廃止したハートフルケアたてしなの関連の繰入金が増加したこと、と依存財源であります社会資本整備交付金等の国県支出金が増加したことが主な理由となっております。

歳入の構成では、消費的行政経費は24億1,590万4,000円、構成比54.8%で前年に比較して3.6%減少しております。投資的経費はハートフルケアたてしなへの補助金が2億円、失礼しました、これは1億円となっておりますけれども、お配りしました、訂正のとおり、この1億円も2億円に訂正をお願いしたいと思います。

補助金2億円、社会資本整備交付金道路整備事業に1億1,721万1,000円の増加があります。詳細については5ページの表で確認いただければと思います。

ウの財政分析の推移を見ますと、財政力指数が0.1、経常収支比率が0.2、実質公債費比率が0.3それぞれ改善されておりますが、特に財政力を高めるため、自主財源である町税や税外収入の徴収に一層の努力を望むところであります。

町債の状況は、6ページの表に示したとおりですが、当年度末残高は51億5,836万7,000円で、前年度末に比較して1億6,268万9,000円減少しております。

括弧6の債務負担行為の状況は当年度債務負担行為の支出はありませんでしたが、ハートフルケアたてしなの借入金5億円に対する損失補填が追加されました。合わせて合計19億円に対する損失補償となり、当法人の経常費について、十分注意することが大切であります。

続いて、7ページをごらんください。2の一般会計でございます。一般会計の総括につきましては前項で説明しましたとおり。個々の、款ごとの説明については、昨日、会計管理者が詳細に説明がありましたので、ここでは特徴的な動きについてお話をしたいと思います。

歳入について見ますと、収入済み額は52億4,961万6,000円で、予算減額53億4,423

万7,000円に対し、9,462万円減の98.2%の徴収率となりました。これは国県補助金の1億4,945万7,000円が繰越明許費の未収入特定財源となったことにより、こうなっております。

不納欠損額は445万3,000円で、前年度に比較して1,854万3,000円減少し、収入未済額は9,818万6,000円増加しておりますが、これにつきましても、国県補助金の繰越明許費によるものです。

歳出につきましては、13ページをごらんください。

支出済額は43億5,270万1,000円で、予算減額に対して81.4%の執行率でした。翌年度繰越額は3億2,424万1,000円で、予算減額に対して81.4%の執行率でした。翌年度繰越額は3億2,424万1,000円。不用額6億6,729万4,000円となっており、前年に比較すると支出済額が4.4%の増加、不用額は21.1%の減少いたしております。

一般会計からは以上でございますが、続きまして、18ページをお開きください。

特別会計の決算収支の状況はここにあります表のとおりでございます。平成26年度からハートフル会計事業がなくなり6つの特別会計となりました。合計した予算減額23億979万2,000円に対して、歳入は22億1,687万5,000円、歳出は21億6,371万3,000円で差し引き5,316万3,000円の形式収支の黒字で、翌年度への繰り越すべき財源を除いても、また前年度実質収支額を控除しても、単年度収支でも黒字となっております。

特別会計の歳入歳出につきましては、それぞれの昨日の詳細な説明がございましたので、以降のことについてごらんいただければと思います。

続きまして、24ページに財産の調書がございます。括弧1の公有財産では、旧若草保育園駐車場用地と未利用の畑を払い下げたことにより面積が減少しております。また、括弧3の基金では、今年度中一般会計で1億150万8,000円の増、特別会計で1,731万6,000円の減で、前年度末現在高よりも8,419万1,000円ふえて39億8,956万5,000円となっております。

以上で、一般会計と特別会計を終わらせていただきます。

続きまして、26ページの平成26年度立科町公営企業決算審査意見書に移らせていただきます。審査の内容につきましては記載されているとおりでございます。審査の結果でございますが、当事業の経営成績、財政状態は適正に処理されておりましたので、ご報告いたします。

まず、27ページ水道事業の会計でございますが、事業概要にもありますように、給水人口の減少により、有収水量が減少してきております、それに伴って経営成績も年々低下する傾向にあります。今後も配水管布設がえや、配水池修理等の大規模な建設改良工事も予定されておりますので、長期的な視野に立った健全経営を望むところであります。

次に、32ページの索道事業でございますが、32ページの経営成績をごらんください。

スキー人口は減少し集客が落ち込む中、費用削減に努めていただいておりますが、

ほぼ限界に近いものではないかと思われます。索道事業は天候に左右されやすく本年度は、冬期間に大きな災害がなかったため、スキーヤーがやや戻った感がありますが、依然として厳しい状況は続くものと思われます。

毎年1億円を越す額が収入不足となっており、当年度末に未処理欠損金は6億308万1,000円と膨らみ、極めて厳しい経営状況が続いております。本年度索道事業あり方研究会議から経営に関する答申を受け、十分検討されていると思われます。年々流動資産が減少していることから、今後のスキー場経営の道筋をつけることが喫緊の課題であろうかと思えます。

町行政も新執行体制に移ったことから、早急に対策が講じられることを願います。

以上で企業会計を終わらせていただきます。

33ページから34ページに総括として結びがございますので、重複することもございますけれども、朗読させていただきます。

決算全体を見ると、一般会計、特別会計、純計決算額で実質収支は、9億5,007万7,000円の黒字、単年度収支は1億7,031万6,000円の赤字となっている。

単年度収支は繰越金の増減により影響を受けているものと思われる。

また、各財政指標を対前年度と比較してみると、自主財源は44.6%で4.3ポイント下降し、財政力指数は0.33で前年より若干上昇した。経常収支比率は80.2%で0.2ポイント改善した。

依然として、自主財源に乏しい体質ではあるが、実質公債費率は4.3%と0.3ポイント改善し、公債費の負担は年々軽減されてきている。財政規律とのバランスを維持しながら、将来投資も視野に入れ、行政サービスの充実に引き続き努められたい。

歳入については、町税は前年度より2,757万1,000円の増収となったが、これは入湯税が1,204万2,000円増、町民税、固定資産税も合わせて1,115万8,000円増加したことによるものであり、入湯税はある程度、安定的財源として今後期待されている。

前年度から増加した収入未済額の一層の徴収努力に加えて、引き続き、国・県の補助制度等を活用するとともに、ふるさと納税制度に工夫を凝らすなど、さらなる歳入確保に努められたい。

歳出については、子育て支援、産業振興支援、高齢者福祉などを重点項目として掲げて事業推進がされている。子育て支援の中核的事業としてここ数年来進めてきた新保育園が開所し、新しい視点を加味した保育、幼児教育が実践され、経費の削減効果も当初予測どおり生まれてきている。職員の適正配置による意欲意識の向上と運営上の課題にも対応しながら、統合の効果を高められたい。

立科教育については、今年度加配教員による、小中高相互訪問によるTT授業が始まり、算数、数学で成績が向上する効果が見られ、今後の事業展開に期待するものである。

今年度第5次長期振興計画が策定され、今後10年間の基本方針が決定されたが、国

では、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、全国各自治体に競争意識を持って施策の計画を求めている。当町に適合した人口増対策や町の活性化策の計画、推進をされたい。あわせて農業振興ビジョンや高齢者福祉計画等、個別計画との整合性を確保して、総合的な施策を実施されたい。

公共施設や道路、上下水道などの老朽化が進んでおり、これらの更新や長寿命化について、人口減少を見据えた中で、将来のインフラのあり方やサービス水準のあり方について検討され、従前にも増して計画的な施設の維持管理を進められたい。

社会福祉法人たてしな徳花苑の財政支援を行うとともに、19億円もの多額の損失補償を行っている。近々に開所されることになるが、今後30年間にわたって、最終責任者として、町に望む必要があり、健全経営の指導や待機者ゼロ人などのサービス水準が将来にわたって確約されるなど、高齢者福祉施設の充実を図り、町民の期待に応えられたい。

公営企業では、水道事業において供給単価が給水単価より1トン当たり18円安くなってしまっている、今年度有収水量も3,500トン減量となり、収支が逆転する懸念もあり、給水原価の抑制に努め安定した経営を引き続き行われたい。

索道事業については、あらゆる手段を講じて、経費の削減に努めてきたが、収益改善の兆しは見当たらない。今年度やや好転したものの、スキー人口の減少に歯どめがかからない状況は今後も確実に続くものであり、このままの状態では、事業を継続することは経営的に困難である。数年間にわたってさまざまな形で索道事業のあり方を検討してきているが、関係者全員が町民の貴重な財産を守らなければならないという強い決意と危機感を持って、一刻も早い対応が必要である。

また、索道事業だけにとらわれず白樺高原の多様な観光資源を引き出す施設を、施策を、事業者、観光協会及び行政が親密な連携を図りながら、これまで以上にこの地域の振興に向け、着実に実行していくことが強く求められている。

急激な人口の減少の将来を迎え、前述の長期振興計画で立科町の人口は、10年後6,754人まで減少すると推定しつつも、7,000人を達成目標としております。行政サービスのあり方や組織運営についても議論し、施策の展開を望みたい。

社会経済状況の変化に伴い、その形や内容を変えて行政需要が高まる一方である。そんな中、事務事業執行にかかる慢性的なマンパワーの不足状態が続いていると感じられる。適正な職員数、職員配置によって円滑な行政運営が、十分な住民サービスを提供することが可能である。

財政面の考慮や、個々の職員のスキルアップを目指すことは当然であるが、執行体制の充実を望みたい。

さらに効率的かつ効果的な行政サービスが行われ、充実した立科町の将来に期待をする、と結ばさせていただきました。

次に、35ページの26年度財政健全化審査意見書でございますが、先ほど総務課長か

らございましたように、③の実質公債費率4.3%と早期健全化基準を大きく下回っており、指摘すべき事項はありませんでした。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

◎日程第5 請願第2号～日程第6 請願第3号

議長（土屋春江君） 日程第5 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書及び日程第6 請願第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書についてを一括議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員3番、今井 清君、登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願の提案説明を申し上げます。お手元の資料をごらんください。

2011年、平成23年の国会において、国は小学校1年生に35人学級を導入することを法律で決めました。小学校2年生以上につきましては、順次導入することとしていましたが、その後この動きはとめられ、財政的な理由から今年度予算編成の中で、財務省は40人学級に戻すよう提案しました。

長野県では、独自に平成25年から、中学3年生まで35人学級としていますが、国の補助がないため、臨時職員等で対応している状況でございます。

今、問題となっています学級崩壊やいじめ、不登校についても、当然少人数であれば、あるほど教員の目が行き届き、きめ細やかな生徒指導ができるのは間違いないと思われま

す。そのため、今回国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求めるものです。

ご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

続きまして、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の提案説明を申し上げます。

義務教育の無償化は国の施策において保障するものです。しかし、2006年平成18年の三位一体改革の中で、義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方の負担がふえています。

今後、義務教育費国庫負担制度そのものが廃止の方向に進むことも考えられ、県や市町村にとって、この問題につきま

す。この制度は、教育の機会均等とその水準の維持、向上を図ることから義務教育制度の重要な根幹をなしています。そのため義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

ご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

◎日程第7 陳情第2号～日程第10 陳情第5号

議長（土屋春江君） 日程第7 陳情第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書から、日程第10 陳情第5号「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情は、8月19日までに受け付けをいたしました。

請願及び陳情については、上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。また、陳情第3号及び陳情第5号を除く案件の審査については質疑終了後、所管委員会に付託する予定であります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分からです。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（土屋春江君） 議事を再開します。

日程第8 陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書及び日程第10 陳情第5号「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情についてを議題とします。

陳情第3号及び陳情第5号については、会議規則第92条第2項及び第95条の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

陳情第3号及び陳情第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書について討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

討論の場をいただきまして誠にありがとうございます。

陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書に対して反対の立場で討論いたします。

陳情に書かれている部分で誤りがあるため、まずその訂正の討論をいたします。

1、反対を押し切って採決したとありますが、状況を申し上げます。衆議院特別委員会で採決に至った理由は、審議時間は116時間を超え、野党議員1人当たり7時間以上の質疑となり、首相出席の質疑も45時間を超え、主要な論点が出尽くし、質問も

いたずらに時間の浪費をするような審議も目立ってきたことから、採決の機は熟したとの判断に至ったものであります。

また、採決は、前日の理事会で野党側に提案した上で行っており、そのため採決前の総括質疑では、民主、維新、共産の野党各党が質問に立ち、維新は反対討論も行いました。

採決は議会のルールにのっとりした手続で行っています。審議の途中で突然動議を出して採決を行ったわけでもなく、強行採決に当たらないと強く申し上げておきます。

多数の民主党議員が、採決時に必要な許可をとらず、用意してプラカードを掲げ委員長に詰め寄り、怒号を上げ、あたかも強行採決であったかのような印象づける演出をしました。

言論の府である国会にふさわしい行動とは到底思えません。大変残念なことです。

2つ目は、従来の政府見解を180度転換するものという部分ですが、この点も異なります。

自衛の措置として、自衛隊に求められる武力行使は日本の防衛に限り、さらに国際社会の安全のために活動する自衛隊には、武力行使は一切認められていません。

憲法9条のもとで許容される自衛の措置は、日本防衛に限られ、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使、また海外での武力行使は自国防衛を超えるため許されないとの憲法解釈を示してきました。この解釈のもと、日本は専守防衛を基本理念とし、今回の法案でも堅持されています。

3つ目としまして、安倍首相は、自衛隊がかつての湾岸戦争、イラク戦争のような戦闘に参加することは、今後とも決してないと述べ、専守防衛が揺ぎないことを示しています。

さらに国連憲章51条で認められている集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものでないと言明しています。

また、専守防衛の理念の堅持についても、憲法の本質にのっとりした受動的な防衛戦略である専守防衛について、我が国防衛の基本方針であることにはいささかの変更もないと断言しています。

4つ目は、憲法学者は、自衛隊を違憲であるとし、自衛隊の存在、そのものを否定しています。

今回の法案は、自衛隊ができることを合憲の範囲で区切ったものです。1992年に成立したPKO協力法の時も、戦地に自衛隊送るのか、憲法違反だと反対ばかりでした。日本は国際平和協力の場面では、20年、4万人、35回にわたり自衛隊がその役割を担ってきました。

国際社会の平和と安全に対する貢献も重要なことです。なぜなら、国際社会の平和と安全があつてこそ、日本の平和と繁栄が維持できるからです。20年以上たった今で

は、P K O活動は、世論調査で国民の91%が取り組むべきであると支持を受けています。

憲法13条には、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利とあり、国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任であります。法案の目的は、抑止力を高め、戦争を未然に防ぎ、国民の平和と安全を守る法案の定義です。

戦争法案ではなく、戦争防止法案であります。法案の具体的な内容を理解せず、イメージだけで判断するべきではないと思います。

議員各位の研鑽が正しい判断を下すものと信じています。

以上、陳情内容が異なっていることを申し上げ、意見書提出は反対とします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） ただいまの陳情につきまして、反対の立場から討論をいたします。

今回の安全法制の最大のテーマは、集団的自衛権行使を容認するという点です。日本は現行憲法下では集団的自衛権を認めないが、自衛のための戦力は保持できるという考えで今まできました。

今の尖閣をきっかけに中国脅威などが具体的になる前に、米国主体の集団的安全保障体制に組まれることで、日本領土保全を確実にできるのではないのでしょうか。

この点では、今回の安保法制は賛成をしますが、現行憲法との整合性については、違憲の要素がある安保法制であることは否めませんが、違憲審査をするのは、裁判所であり、憲法学者の話は民意であり、学問上の話でしかないので、裁判所が違憲判断を出すまでは、効力を有するため、法整備をすることには問題はないと思います。

集団的自衛権は、国際法上、先ほど榎本議員もおっしゃいましたが、全ての国が保有する権利ですので、日本も保有しています。今回この安保法制は、中国、北朝鮮、韓国以外の東南アジア、そして世界各国が賛成をしていると聞いております。

この法案が通れば戦争が始まり、徴兵制がしかれるのではないかというような話もありますが。私は、それは逆だと思っております。皆さんもご存じのスイス永世中立国は、世界で唯一個別的自衛権だけで国を守っています。みずから戦争はしませんが、しっかり徴兵制をひいており、国民一人一人が銃を持ち国を守っています。

個別的自衛権だけで国を守ろうとすれば、いずれは日本もそうなるのではないのでしょうか。これからは個別的自衛権だけでは国は守れないと思います。戦争法案というあり得ない法案に惑わされず、大きな目で判断願います。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についてピースアクション

ジョン佐久より出された陳情書に対して賛成の立場で討論を行います。

ちょっと長くなりますが、ご了承ください。

この陳情は、政府の進める安全保障関連法案を、集団的自衛権行使を具体化するものと捉え、これまでの日本に対する武力攻撃がないもとの、武力行使はゆるされないとする政府見解を180度転換するもの、憲法違反の法案であると指摘して廃案を求めています。

衆議院の審議の中で、政府与党の推薦する参考人を含む3名の憲法学者が、そろって集団的自衛権行使は憲法違反であることを表明し、歴代の内閣法制局長官や、イラク派遣の責任者であった元政府高官なども、口をそろえて憲法違反であることを指摘し、この法案が通れば、間違いなく戦死者が出ることを危惧しています。

本日の信濃毎日新聞では、憲法の番人である最高裁の元長官が、集団的自衛権の行使を認める立法は、憲法違反と言わざるを得ないと述べています。

参議院の審議も答弁が行き詰まり、77回も審議が中断し、法案の違憲性、憲法との矛盾があらわになっています。特に、政府が、集団的自衛権行使のこの法律をどうしてもつくらなくてはいけないとした理由が、ことごとく崩れていることは重大です。

首相は、日本人を輸送するアメリカ艦船の防護を集団的自衛権行使の理由にしましたが、中谷現防衛相は日本人が乗っていないくても、集団的自衛権を行使すると答弁しています。また、石油ルートであるホルムズ海峡が封鎖されるかもしれない、そのときには、機雷の除去ができるように、この法律が必要ということについても、当のイラン政府が、イランによる機雷の布設は全く根拠がない。なぜ封鎖する必要があるのかとその論評を否定しています。

集団的自衛権行使の法案のそもそも論が崩れました。そして、このごろは中国の脅威を口にしますが、ちょっと中国の株価が下がっただけで、世界中が大騒ぎをするほど、経済的な結びつきが強まっている現在、その中国とアメリカ、日本が事を構えることは非現実的だと考えます。

また、これらの法案が自衛隊の軍事行動について、歯どめを持たないことも明らかになりました。これまでの周辺地帯法を変えて、地理的概念を取り払い、同盟国のために、地球の裏側まで行って後方支援という兵站活動をする事、武器や弾薬の輸送だけではなく提供も行うこと。

輸送においても、劣化ウラン弾やクラスター爆弾果ては核兵器まで、法律上は輸送できることも明らかとなりました。兵站活動は武力行使と一体のものとして狙われ、反撃することで戦闘に巻き込まれます。

戦争は始めるのは容易ですが、やめるのは困難なことは歴史が証明をしています。今回の法案は、アメリカなど同盟軍の戦争を後押しするためのものであることは明白です。そのことを裏づける文書も、参議院で暴露されました。1つは自衛隊の統合幕僚監部が日米ガイドラインの実施のために、8月にこの法案が成立することを前提に、

アメリカ軍との共同行動や訓練の日程、果ては自衛隊を軍と呼んで、アメリカ軍との軍軍間の調定状つまり日米共同作戦本部の設置など、国民に極秘に詳細な部隊運用計画をつくっていたことです。

もう一つは、さらに9月2日の参議院の安保法制特別委員会であきらかとなった、自衛隊トップの暴走です。昨年12月、まだ法案の形もないころから、自衛隊トップの河野克俊統合幕僚長が訪米し、総選挙直後に米軍の高官7氏と相次いで会談して、来年夏までに、集団的自衛権行使が可能になる法律ができるとか、辺野古新基地は日米で共同利用するなど発言したという、自衛隊の内部文書が暴露されたとのことです。

首相訪米前のこの夏までに成立させるとした約束も、国会軽視、国民軽視の大問題ですが、今回明るみに出た自衛隊トップの発言には、本当に驚かされました。シビリアンコントロールどころか、征服組みにコントロールされて政治が動かされているのではないかと、そんな疑惑さえ抱かせる動きが明るみに出ました。

このように見えてくると、今回の安保法制は、アメリカの強い要求に政府や自衛隊幹部が主体的に迎合し、それを実現するための法改正であるという性格が明確に見えてくると思います。考えます。だからこそ、こうした法案の、危険な本質を見抜いて、多くの国民が立ち上がっているのです。

去る8月30日には、日本中で戦争する国は許せないと、国民が声を上げました。国会を12万人が取り囲み、政府の進める安保法案を戦争法と考え、反対の声を上げました。高校生を初め、若者たちが、自分たちが戦争の当事者となる、絶対反対と立ち上がっています。

憲法学者だけではなく、学者、文化人、宗教者も立ち上がっています。ここ立科町でも、住民が意見公告で声を上げています。街頭で声を上げています。多くの議会がこの安保関連法案に撤回、廃案、反対の意見書を上げています。

日本は、戦後70年間、憲法第9条の平和主義を掲げ国際紛争の解決を武力に求めることなく、国際的な友好と信頼を期待してきました。国際情勢が不安定な今こそ、9条の精神で国際的に平和に貢献すべきです。

以上、長くなりましたが、今回の集団的自衛権行使を具体化する法案は、これまでの日本の平和主義を脅かし、アメリカの戦争の目下の同盟軍、家来として、参加する道であること。再び戦争する国へ逆戻りする危険が極めて大きい、憲法に明白に違反するものと考え、私もまた、即時廃案と主張するものです。議員皆様のご賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書につ

いて採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第3号採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山局長確認をしてください。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第3号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書は採択することに決定しました。

次に、陳情第5号 「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情について討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

陳情第5号 「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情に対して、反対の立場で討論いたします。

まず最初に、なぜ今、安保法制の整備を進める必要があるのかを申し上げます。

核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散しています。また、軍事技術も著しく高度化しています。我が国の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑も否定できない国があります。

国際テロやサイバーテロの脅威も深刻です。こうした中で国と国民を守ることは、政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても、対応のできる隙間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要があります。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。

次に、専守防衛の枠を超えて海外で戦争行為ができるよう縛りをなくす法改正と陳情にはありますが、それは違います。自衛隊が海外で武力行使をすることはできません。海外での武力行使を禁じた憲法第9条の政府解釈は何ら変えておりません。

そのため、国際社会の平和と安全のため自衛隊が実施する貢献は、武力の行使であってはならず、国連平和維持活動、PKOや国際平和のために活動をする外国軍隊への後方支援活動に限定されます。

特に、輸送や補給などの後方支援の場合、現に戦闘が行われている場所では実施しません。そのため自衛隊の後方支援が他国軍隊の武力と一体化することもない。自衛隊が外国の戦争に参加することはあり得ません。

また、他国防衛を禁じた憲法解釈の根幹は変えていません。憲法9条が認めているのは、自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は禁じています。

この政府解釈の論理の根幹は、一切変更されていない。明確な歯どめとなる新3要件を定め、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られ、憲法違反や解釈改

憲と言った批判にはあたらないと思います。

さらに、平和憲法のもと自国防衛に撤する基本方針は普遍であります。自衛の措置の新3要件はあくまでも自国防衛のために、自衛隊による武力行使がゆるされる要件であり、憲法の専守防衛の大原則です。

戦後70年間、日本は平和憲法のもとで専守防衛に徹し、非核3原則を守るとの安全保障政策の基本方針を堅持してきました。この根幹は今後も一切変わりません。

反対のデモが起きていますが、法案成立を望む賛成のデモも起きています。ジャーナリストの櫻井よしこさんの呼びかけで平和安全法案が戦争を抑止するためである、戦争法案ではない。にもかかわらず徴兵制にいきつくなどと、あり得ない危険をあおるのは無責任であり、非現実的である。国会において真に我が国の安全保障を見据えた審議を行い、一刻もはやく平和安全法制を確立すること強く要望すると、法案の早期成立を要望する声明が発表されました。

あえて申し上げておきますが、徴兵制についてはあり得ません。憲法18条においてその意に反する苦役に服させられないとしっかり定められております。

家庭におきまして、外出時に戸締まりをしたり、夜は外灯をつけたりと防犯のために備えをします。これが抑止力となります。抑止力となる法整備と平和外交努力を続けていくことが、日本の恒久平和を世界に発信していくことができます。

今世界44カ国が支持をしている日本の平和安全法制が、PKO法案のように、今後歴史が証明していくものと思います。私自身生きている間にその様子が見られるかどうかはわかりませんが、子供たちの未来の安全は保たれると確信しています。

立科町議会の、現実を直視した正当な判断をお願いするものであります。

以上、意見書採択に反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に賛成者の発言を許します。賛成討論ありますか。1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭。

陳情第5号 「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出について陳情に賛成の立場で討論を行います。

この陳情は、今政府が進めている国際平和支援法並びに平和安全法制整備法という2本の法律案について廃案を求める意見書を出してほしいという内容になっています。

この2つの法案は、今回の国会に出され衆議院で可決して、現在、参議院で審議されていますが、その中身は与党選出の参考人を含む3名の憲法学者が指摘しており、憲法違反の内容であると考えます。

すなわち、平和安全法制整備法は自衛隊の活動に関する10本の法律を1本にまとめ、集団的自衛権を認めることで、外国の戦争に後方支援することに道が開かれています。

新設された国際平和支援法においては、自衛隊の任務を従来の非戦闘地域から活動地域を広げ、米軍等への後方支援ができるようになります。

従来の極東条項を削除し、地理的概念を取り払います。地球上どこへでも出かけ、しかも武力行使の危険性の高い巡回、検問など、治安維持活動にも参加することができるなど、活動を大きく広げることが盛り込まれています。

これまで政府が認めてこなかった海外での武力行使に道を開くものとなり、これまでの専守防衛という従来の見解を覆すこととなります。集団的自衛権を認めることで、日本が直接武力攻撃をうけてもいないのに、同盟国である他国のために武力行使をする道を開くものとなっています。との指摘を私も危惧するところです。

日本が再びアメリカなどと海外で戦争する国になれば、海外での日本に対する戦争しない国という信頼感は損なわれ、日本が狙われる口実をつくることにつながります。

日本を取り巻く環境は厳しい面もあるでしょうが、厳しければ厳しい分だけ話し合いを重ね、その問題の根本的解決のために、外交努力をつくさなければならないと思います、それが、9条を持つ国としての責任であると考えます。

以上、この陳情趣旨に賛成して討論いたします。

議長（土屋春江君） ほかに討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第5号「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第5号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

局長確認をお願いします。

着席ください。

起立多数です。したがって、陳情第5号「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についての陳情は採択することに決定しました。

ここで議事整理のため、暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので、議員は第1委員会室にお集まりください。

再開は午後1時30分からです。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り質疑を再開いたします。

◎追加日程第1 発議第8号

議長（土屋春江君） 会議規則第22条の規定によって、発議第8号 集団的自衛権行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出についてを日程に追加し議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

発議第8号を日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定しました。

議案書の配付をお願いいたします。

追加日程第1 発議第8号 集団的自衛権行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。遠山局長。

議会議務局長（遠山一郎君） 集団的自衛権行使を具体化する法案の廃案を求める意見書。

現在参議院で議論されている安全保障関連の法律は、7月16日には衆議院で採決されました。

戦後、日本政府は一貫して「日本に対する武力攻撃がないもとの武力行使は許されない」「海外での武力行使は許されない」と言ってきました。しかし、今回提出された一連の法案は従来の政府見解を180度転換するものです。

また、審議すればするほど、この法案の違法性が明らかになり、どの世論調査でも、多くの国民が「憲法違反」と考え、圧倒的多数が「この国会で決めるべきではない」と考えています。

衆院の参考人質疑において、与党推薦の参考人を含め、3名いずれの憲法学者も「集団的自衛権行使は憲法違反」と断じました。憲法学者ばかりでなく、全ての弁護士が加盟する日本弁護士連合会も歴代の内閣法制局長官もそろって憲法違反とし、繰り返し廃案を求めています。これまで戦後の自民党政権を担ってきた政治家たちからも「これまでの専守防衛の枠組みを遥かに超えるもので憲法違反」との声もあります。

日本は戦後70年、憲法9条の平和主義を掲げ国際紛争の解決を武力に求めることなく国際的な友好と信頼を得てきました。国際情勢が不安定な今こそ憲法9条の精神で国際貢献すべきです。

記

1、集団的自衛権行使の「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」は廃案にすること。

2、国際紛争の解決手段として武力行使は、一切放棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成27年9月4日

内閣総理大臣 様
参議院議長 様
防衛大臣 様
法務大臣 様
外務大臣 様

長野県立科町議会 議長 土屋春江

議長（土屋春江君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、村田桂子君。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） ただいま事務局長の朗読のとおりです。ご審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（土屋春江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号 集団的自衛権行使を具体化する法案の廃案を求める意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、この後1時40分から、第1委員会室において、議会運営委員会を開催し、この後全員協議会を開催しますので、ご参集ください。

（午後1時36分 散会）